

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 古川 拓哉

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)	
地域名 (地域内農業集落名)	上部西(大生院)地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大生院地区については、一部区画が整っている場所もあるが、区画整理は行われていないため、一筆の面積が小さく入りづらい場所もある。高齢化による離農が進み、水路の管理ができなくなっている。耕作者は70代以上が中心であり、後継者不足が深刻となっているが、農業は所得が上がりにくいいため、新規で就農するような人は少ない。農業に魅力があると思ってもらえるような儲かる仕組みづくりが必要である。地区内の認定農業者は今後においても規模拡大の見込みがあるものの、イノシシやニホンザル等の鳥獣被害が多いことが問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は水稲が多く栽培されているが、小規模農家が多く、所得が上がっておらず、里芋は広い面積が必要となるため、小面積で所得向上が期待できる野菜への転換を検討していく。販路開拓についても関係機関と連携して取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の状況を維持しつつ、担い手がいなくなった農地については、地域の農業者と認定農業者が担っていく。関係機関が連携し、保全管理を続けている農地所有者に向けて、農地を貸し出すことで草刈り作業が不要になる等のメリットを伝え、貸借に繋がるように取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で大区画化等の大規模整備の要望はないため、老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手への集積を中心とするが、地域内の担い手のリタイアにより営農継続が困難となった場合、新たな地区外の担い手の確保等検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

イノシシ等による鳥獣被害が特に深刻であることから、ワイヤーメッシュや電気柵を正しく設置する等、地域ごとに対策を進めていく。